



2021年3月25日

各 位

会 社 名 日本フォームサービス株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 齋 藤 太 誉
(JASDAQ コード番号 7 8 6 9)
問い合わせ先 取締役 土 肥 健 一
(TEL 0 3 - 3 6 3 6 - 0 0 1 1)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年2月25日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2021年2月25日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2021年4月25日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年4月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

当社株式について、36,215株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

398,185株

④ 効力発生前における発行済株式総数

398,196株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、当社が2021年2月15日に提出した2021年9月期第1四半期決算短信に記載された2021年2月15日現在の発行済株式総数（402,000株）から、当社が、2021年2月25日開催の取締役会において決議した、2021年4月27日付で消却する予定の2021年2月15日現在当社が所有する自己株式数（3,804株）を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

11株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

44株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式会社併合により、公開買付者及び山下宗吾氏以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式会社併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却すること、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式会社併合の効力発生日の前日である2021年4月27日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,100円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式会社併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は44株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式会社併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式会社併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式会社併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式の権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容等は、2021年2月25日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式会社併合の効力が発生することを条件として、本株式会社併合の効力発生日である2021年4月28日に効力が発生するものといたします。

3. 株式会社併合の日程

① 臨時株主総会招集のための基準日設定公告	2021年2月1日（月曜日）
② 臨時株主総会招集のための基準日	2021年2月15日（月曜日）
③ 取締役会決議日	2021年2月25日（木曜日）
④ 臨時株主総会開催日	2021年3月25日（木曜日）
⑤ 整理銘柄指定日	2021年3月25日（木曜日）
⑥ 当社株式の最終売買日	2021年4月23日（金曜日）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	2021年4月26日（月曜日）（予定）
⑧ 本株式会社併合の効力発生日	2021年4月28日（水曜日）（予定）

以上